

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「0.0740」を「0.0784」に改める。

第10条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「36,900円」を「40,400円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4条及び附則第5条を削る。

附則第6条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7条」を「附則第5条」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第5条とする。

附 則（令和2年2月24日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。